## 静岡県告示第263号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月23日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和3年3月23日

静	出	県	知	事	JII	勝	平	太

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日
丹市	ロケハゕ	采用Z 约	伊東市富戸字深久保878番の9から							令和3年3月23日
伊東川奈八幡野線			伊東市富	戸字深	<b>节和3年3月23日</b>					

\_\_\_\_\_

## 静岡県告示第264号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月23日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和3年3月23日

静岡県知事 川勝平太

_											
	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の期日
	含土信	子上台,	カ トレ 幼	富士市北松野字上谷1476番から						令和3年3月23日	
	富士富士宮由比線			富士市北松野字上谷1477番の4地先まで						<b>节和3牛3月23</b> 日	